

ご利用にあたっては、本紙に記載の事項及び契約の解除に関する事項をよくお読みください。

(1) 商品の種類

AI ホームゲートウェイ等の各種対応機器（以下「スマートカメラ対応機器」といいます）

- ・各種スマートカメラ対応機器の商品名、製造者名、型式番号は、本紙記載の「スマートカメラ対応機器購入費用」をご確認ください。
- ・各種スマートカメラ対応機器の詳細は NURO Web サイトにてご確認ください。

(2) 料金

スマートカメラ対応機器代金：68,508 円（税込）

※AI ホームゲートウェイ及び室内コミュニケーションカメラのセット代金

- ・スマートカメラ対応機器の代金の詳細は、本紙記載の「スマートカメラ対応機器購入費用」をご確認ください。

(3) 料金のお支払時期及び方法

支払方法：スマートカメラ対応機器の代金は以下のうちいずれかの方法にてお支払いください。

1. 弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い
2. その他弊社が定める支払方法

※ お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払方法に定める時期によります。

- ・弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い、またはその他弊社が定める支払方法による支払で、割賦払いを選択された際の各回支払金額、および支払回数については、本紙記載の「スマートカメラセット 割賦販売法 4 条に基づく同意書面」をご確認ください。

(4) 商品の引渡時期

お客さまからのスマートカメラセット利用申込みに基づき、接続サービス回線が開通完了した後 1 4 日以内

(5) 事業者の名称、住所および代表者氏名

| | |
|-------|-------------------------|
| 名称 | ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 |
| 住所 | 東京都港区港南 1 丁目 7 番 1 号 |
| 代表者氏名 | 中川 典宜 |

(6) 契約の締結担当者

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
チャンネル開発部
新井 俊介

(7) 弊社の損害賠償責任について

スマートカメラ対応機器の販売に関し、弊社が負う損害賠償責任は、いかなる場合（契約不適合があった

場合も含みます)においてもお客さまから受領する購入したスマートカメラ対応機器の対応機器代金相当額を上限とします。ただし、弊社の故意または重大な過失によりお客さまに損害が生じた場合には、この限りではありません(お客さまが法人および個人事業主の場合を除く)。

(8) 契約の解除について

- ・以下に記載の「契約の解除に関する事項」をご確認ください。なお、契約の解約又は解除に関する書面は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご提出願います。

※契約の解除に関する書面には、「スマートカメラ契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名(いずれも商品の購入申込み時に弊社にご登録いただいた情報)を明記ください。

契約解除書面の送付先

宛名 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 NURO 事務センター

住所 〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-6-5 テレコミュニケーションビル

アルティウスリンク株式会社 内

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

- ・下記に基づく契約の解除を行った場合におけるスマートカメラ対応機器については、弊社による解除手続き完了に関する連絡を受領した日から10日以内に以下に記載の「スマートカメラ対応機器の返却先」まで着払いでご返却ください。返却が確認できない場合や返却されたスマートカメラ対応機器や付属品(ケーブル、箱など)が通常範囲を超えて不足、破損等している場合は、機器購入費を請求いたしますのでご注意ください。

※スマートカメラ対応機器返還時の送付元には、住所、電話番号及び契約者氏名(いずれもこの商品の利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報)を明記ください。

スマートカメラ対応機器の返却先

〒151-8790

東京都渋谷区代々木 2-6-5 テレコミュニケーションビル

アルティウスリンク(株)内

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

事務センター 宛

※アルティウスリンク(株)に業務を委託しています。

【契約の解除に関する事項】

1. 弊社がお送りする「スマートカメラセット対応機器販売に関する特定商取引法に基づく表示」(以下「本書面」といいます。)を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面(本書面の余白でも可)に、契約解除の旨と「住所、氏名及び電話番号」を記載し、署名捺印のうえ、郵送にてご連絡いただくことにより、契約の解除を行うことができます。
2. 上記1に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第6条第1項の規定に違反して契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除

を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第9条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。

3. 上記1、2に基づく契約の解除は、当該契約の解除に係る書面をお客さまが発した時に、その効力が生じます。
4. 上記1、2に基づく契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。
5. 上記1、2に基づく契約の解除があった場合において、スマートカメラ対応機器の引渡しがすでにされているときは、その返還に要する費用は弊社が負担いたします。
6. 上記1、2に基づく契約の解除があった場合において、すでに引渡されたスマートカメラ対応機器が使用されたときにおいても、弊社は、当該機器の使用により得られた利益に相当する金銭の支払いを請求いたしません。
7. 上記1、2に基づく契約の解除があった場合において、スマートカメラ対応機器の代金が支払われているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。

(9) スマートカメラ対応機器に関する契約の解約または解除に関するお問い合わせ先

NURO 光サポートデスク

https://1738.jp/nuro_con

※お客さま毎のスマートカメラセット契約日は、お申し込み時に登録いただいた電話番号宛に SMS 送信した「お申し込み完了のご連絡」にて確認いただけます。

スマートカメラ対応機器購入費用

(スマートカメラ割賦販売法 4 条に基づく同意書面)

■スマートカメラ対応機器セット (AI ホームゲートウェイ及び室内コミュニケーションカメラ)

1. 契約商品

| | |
|--------|---|
| 契約商品名 | スマートカメラ対応機器セット (AI ホームゲートウェイ及び室内コミュニケーションカメラ) |
| 製造者 | ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社 |
| 機種名 | AI ホームゲートウェイ：NCP-HG100 室内コミュニケーションカメラ： NCP-CC100 |
| 数量 | 各 1 台 |
| 現金販売価格 | 税込 68,508 円 (税抜 62,280 円) |

2. お支払い内容

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 機器購入契約日 | スマートカメラセット契約日 ^{※1} |
| 所有権移転時期 | お支払い完了時点 |
| 商品引渡時期 | 接続サービス回線開通後から通常 14 日程度 ^{※2} |
| 割賦販売価格 | 税込 68,508 円 |
| 支払総額 | 税込 68,508 円 |
| 頭金 | 0 円 |
| 実質年利 | 0% |
| 支払回数 | 36 回 |
| 支払期間 | 37 ヶ月 ^{※3} |
| 賦払金 | 1 回目～36 回目 税込 1,903 円 |

※1：お客さま毎のスマートカメラセット契約日は、お申し込み時に登録いただいた電話番号宛に送信した SMS 『お申し込み完了のご連絡』にてご確認いただけます。

※2：接続サービス回線開通後、通常 14 日程度でのお引き渡しになります。

※3：支払い開始日及び支払い期間は、お客さまの賦払金のお支払い方法により異なります。支払い開始日から 36 回お支払いしていただきますので、お客さまの賦払金のお支払い方法によっては、支払期間が売買契約締結後 38 ヶ月以上になることがあります。

賦払金の支払い方法及び支払い時期

・クレジットカード払いの場合

スマートカメラ対応機器の納入完了日を含む暦月の翌月より、ソニーネットワークコミュニケーションズからクレジットカード会社への請求を開始いたします。

その後、お客さまへクレジットカード会社より該当月のカードご利用料金の通知があり(ご利用明細でのご案内)、ご利用料金のお引き落としとなります。カード会社からの通知時期や引き落とし時期については、ご利用のカード会社にご確認ください。

割賦販売法第 4 条第 1 項第 5 号及び割賦販売法施行規則第 6 条第 1 項第 2 号口の定めに従い、お客さまは、引渡された商品が申込時に案内された Web ページ掲載の商品と異なる場合には、契約の解除を申し出ることができますが、その他お客さま都合による契約の解除については一切お受けできません。

※お客さまが、スマートカメラセットをご解約された場合で、ご購入いただいたスマートカメラ対応機器の残債があるときには、残債全額を弊社に

お支払いいただきます。

その他の解除に関する事項、所有権の移転に関する定め、支払時期の到来していない賦払金の支払の請求についての定め、商品に契約不適合がある場合の責任についての定め並びにその他の特約は、スマートカメラ対応機器販売規約 (<https://www.nuro.jp/r/sh/camera/kiyaku>) をご覧ください。

3. 販売元・問い合わせ窓口

| | |
|------------|---|
| 販売元名 | ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 |
| 住所 | 〒108-0075 東京都港区港南 1 丁目 7 番 1 号 |
| 問い合わせ窓口の名称 | NURO 光サポートデスク |
| 問い合わせ窓口 | https://1738.jp/nuro_con |